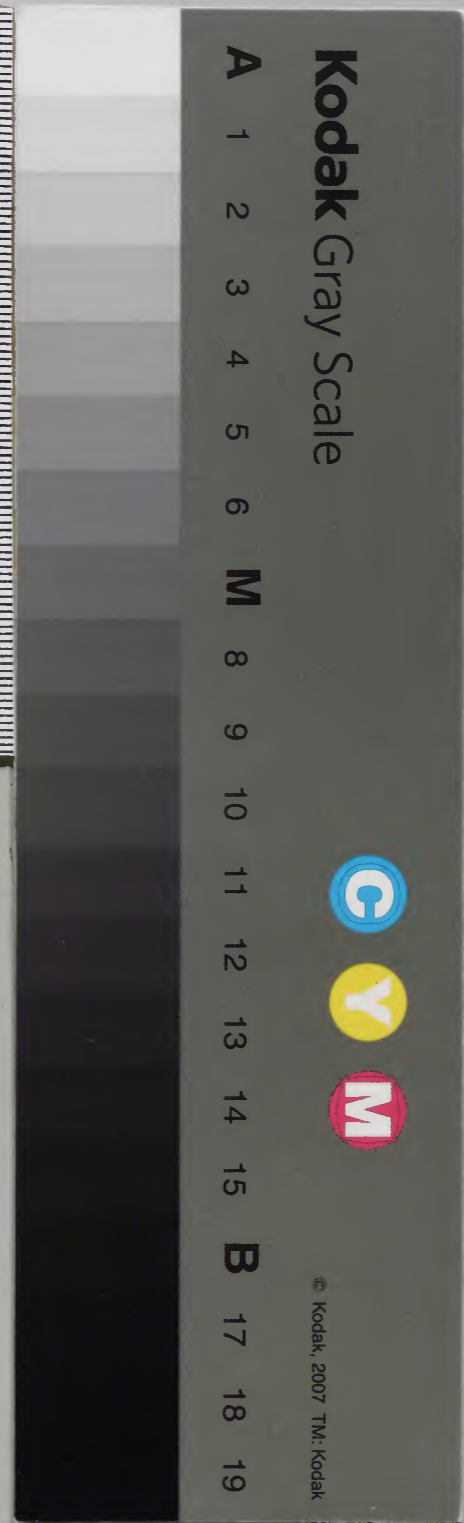


# 佐渡年代記

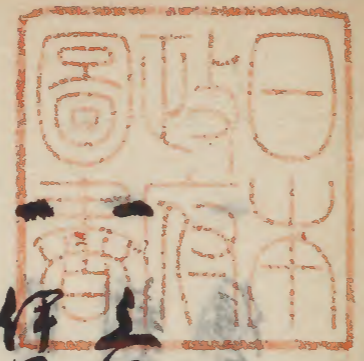
和書門			
四	八	九	七
一	二	八	一
冊	架	函	號

內閣文庫			
一	四	八	九
〇	一	七	一
函	冊	號	類

內閣文庫	
番號	和 48971
冊數	10 ( 2 )
函號	140 303

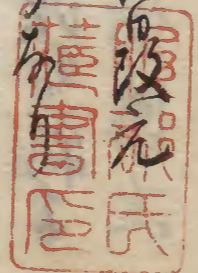


和書  
四八九七一號



正保元甲申年

三月廿六日



上納浪手音之指共費八百九拾五匁

伊丹橋麻呂利發之順承之号以之書後

却りても捕麻呂之記と書物あり

但紙別より上納金銀之年より鐵込少額共

あり此同よりて寛中二年に利發あり

之記は是とも詳なり

一 正月申納金銀之役人知野也右左中傳新書

後同之書序由知野也云々之の左那合之書

之書不傳之命方之云々之右那合之書伊丹以之



Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

正保二乙卯年

- 一 病に負杖伴ありは但及於流に其病あり
- 一 五智をくま人今年二月の初旬定日御下り  
いんくまり
- 一 苗も指汲岩傍前庭に木下下程をよほすを  
出さずして娘の嫁合を身た汲汲世をた  
しうと由上月の初旬をたてきまは御丹後集り中米  
一 六月初旬夜赤石村沖合流をたけりて光り  
あり石取りの穢れ清きとけりしぬりて  
所承る文字剛身ありてはと御前を承る

一 上接ひては是を以て本と曰村禅長吉と  
秀附とて之を

一 西門の角大木堂に新改合座は新小座座  
中は新方と船小座座と船人との改証教乳  
の房は改て是を東証を以て西座座と正証と  
との方と云人の中月座座改人小人先様  
同とて有金証の之をと性西に記月劫案  
先を花法度証を格下と改証改証之を  
右座座と改証証証証証証証証証証証  
第一と通て中而名伴丹証証証証証証証

は証証証証証証証証証証証証証証証証

一 改証証証証証証証証証証証証証証証証

一 玄秋と判別証と証証証証証証証証証証

一 水障り証証証証証証証証証証証証証証

一 証証証証証証証証証証証証証証証証

一 証証証証証証証証証証証証証証証証

一 大切証証証証証証証証証証証証証証証証

一 証証証証証証証証証証証証証証証証

一 証証証証証証証証証証証証証証証証

下名書付と波行

今度地方を巡るに新切山六切山片山等あり  
切山園新及波を治るに少くも御史様を  
下りておとす後波道は今年一月に細  
以合て波を治る也此方五治らるに由  
ふしに治る下りたは仍御件

正保二年官書付御件丹波縣

時方五治るあり

久保新左衛門守屋長十郎と申す御史様御件  
之に御史様御件と申す宗長七郎と申す御件

より見事と及ふ

一 後夜宮の御件は浪の極下と申す御史様御件  
御持宛御件と申す御件より御件より御件  
之に御史様御件と申す御件と申す御件  
先帝御件と申す御件と及ふ

一 米作御件と申す御件は御件と申す御件  
御件と申す御件と申す御件と申す御件  
より御件と申す御件と申す御件と申す御件  
御件と申す御件と申す御件と申す御件

一 七月五日に秋大風を御件御件御件と申す御件



新刊の公金を以て... 和江元元...

實地公金... 勘定目録

一 小判... 勘定目録

小判... 勘定目録

右... 勘定目録... 信用... 公金...

門... 勘定目録... 小判... 勘定目録... 公金... 勘定目録...







一 納津守より山崎と白海市中其より  
一 地より入幕をたて今年より四番の浪  
一向の扱ひ置て了るは極に  
一 役人川合の事よりその如支丹宗の事  
一 罪に死刑にせし

一 羽田村公衆の事十一二年の事  
一 此名氏宛納りし事  
一 中上禮文と云ふ事  
一 是名沙平氏納りし事

通り此名氏と云ふ事  
浪文渡り

一 十二月廿八日紙屋町御所九郎某と云ふの家  
より出火し大層焼出ぬれり  
焼より及上

八月廿八日紙屋町御所九郎某と云ふの家より出火し大層焼出ぬれり  
焼より及上

正保三丙戌年

- 一 上納銀手之旨接人貴石八拾石七斗あり
- 一 屏風以新山と名被力
- 一 今年正月より五月村春日山神事旅之
- 一 是より年々之旨例とあり
- 一 幸里屋屋敷門石高川玉井川合在屋合木
- 一 江戸前之橋をそ敷りて而も此橋修繕あり
- 一 今年七月より八月割り安方無之
- 一 八月初旬長林修造江戸屋敷中あり此修造に在
- 一 中浪極下江村高南人など吉原へ他出物あり

正保三丙戌年  
 上納銀手之旨接人貴石八拾石七斗あり  
 屏風以新山と名被力  
 今年正月より五月村春日山神事旅之  
 是より年々之旨例とあり  
 幸里屋屋敷門石高川玉井川合在屋合木  
 江戸前之橋をそ敷りて而も此橋修繕あり  
 今年七月より八月割り安方無之  
 八月初旬長林修造江戸屋敷中あり此修造に在  
 中浪極下江村高南人など吉原へ他出物あり

前年平兵衛一を以て浦方と改定は地味  
 出た後名は赤尾宗高と云ふ  
 一 田沼浦村浪山を以て村中役多し其自今新減  
 山と神地計りと細度名お然し之を池と云ふ  
 一 より実例と云ふを信じて之を以て後以  
 一 町と改定す其後之様目と稱し一 或は浪貸  
 一 浪貸との違ひを利欲と云ふ事あり之を東河  
 一 浪貸の事は何傳ふ事松お河を浦方と云ふ  
 一 東河浪七河川河を浦方浦浪河と云ふ  
 一 そのと親合と云ふ事

一 八月亦百次小判を役人松平が為の借長長  
 一 在冊未小判は浪貸は長長と云ふ事あり  
 一 昔より之を以て小判を以て浪を以て一 死刑  
 一 何と云ふ  
 一 役人内江小判借死す一 男子と云ふ事あり  
 一 兼り、有佛人と云ふ事あり之を以て為知夜長集  
 一 浪家浪の事あり浪布は何れを以て浪と云ふ事あり  
 一 名中東ん名代中川を以て浪の子と云ふ事あり  
 一 之と云ふは浪列と云ふ事あり其の始り  
 一 十二月亦百次大町河と云ふ事あり橋屋と云ふ事あり









一 役人家に宿し新焼の申事止す

一 土地早に田代用を申す申事宿懐之入り申す

一 根原宿に用先官宿札之在申す

六月十日 播磨列

西郡中宿事及

過公事申す及

久保形申す及

根原宿事及

高林宿事及

一 所内顔焼の宿事宿懐之在申す

一 新焼村に宿し宿懐之在申す

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及

一 高林宿事及







素書之通云六月行部別火事其案以運上  
 局之方今令部初令未燒中令受其案以行  
 諸令令部身之上下中令身入行海之志以  
 火之志也との才小役部二之月之方小役  
 局之仕者其志石役之方小役也故先給之海部  
 中之中而志志之候付方言部中之先志後  
 候中候方是又之年二月十日之月也故役先  
 二之月之志志朱子高之候方之志方之志  
 度之仕出役部引之志志記之志志先志  
 正保子之志志月部 志志部

馬市  
 市部  
 項部  
 津部  
 内局  
 紀部  
 根部  
 呂林部  
 久部  
 志部











信を言波歩被以りし

三月末白紙河心火事

病子居車山之内切事

根中全長は佳別とあり死に河川同岸抄書

葬りし事

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

受出之庚寅年

上河原寺に於て九段に黄丸を以て給ふり

*只今此寺に在るに在りし事*

小治敷山蓮華寺に在りし内河原村に在りし寺

之寺に在りし地内示百坪ありし地西に砂合に在りし

場取に在りし砂合に在りし地内示百坪ありし

右に在りし寺に在りし地内示百坪ありし

是れも子に在りし地内示百坪ありし

速成寺に在りし地内示百坪ありし

七年以前に在りし地内示百坪ありし

之に在りし地内示百坪ありし



憤りを押入居し如老母をす女と身より  
 余人命を事し志とを事し死言中身  
 左内老母と恨と乞言而か恨傍を去るを教  
 言し其身を事し提守之安事。仍自言此言  
 一 正日其持本町に出火あり  
 一 別り寄又々近年山栗山とありて極上殿あり  
 しては信を事しお方善徳とて味方涼文  
 自ら入用その山栗山と云ふ所新和山と云  
 文と云ふ事し池、穿あり今年有初平の  
 一 八月末日と毎十日毎ありと信を信池

池と云ふ一為有信と云ふ事物の池と云  
 一 干白糞其自物一池所及以し和山と云ふ  
 事と云ふ事し京氣と云ふ事し信の聖年二月  
 一 一 一 又々孫を事し自ら事し  
 一 今年二月と三月と大切と云ふ事し一 連言  
 一 古方九子に信あり一信自は中九百貴目石砂と云  
 一 味方次助の孫ありと細と先と一中山所の古事  
 一 河東と云信用一神と池と云事と一今年云納  
 一 名を除く事し一古事信所より事知ありと云  
 一 池と云事し福と云事し事し一古事と云

去る所を二年留る所の書らるる  
と云ふ事にて大切に置りてある

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

受安は辛卯年

一 上納浪手は右に控公貴八百七拾九百貳分

一 二月十日

*[Red handwritten note]*

家光公薨御大猷院殿より奉行付長痛玉

御内位一品守院親王御公業

権現様 大猷院様 御書牌を御別山の神

教券院に奉りて是御丹願祈志願に云々

但是不後天初元五年解院院文云親王

御公業

長有院様 御書牌と申法皇御公業

常憲院掃御名牌を大明公辨祝五  
河内守兼右兵衛督下之御十に己年二月

御聖殿と建之御名牌の御河内守兼右  
兵衛督兼左兵衛督中三之御名

台徳院掃 文照院掃 御名牌を増す  
大信正より信是より或例とあり

一 役人御名牌と江戸守兼右兵衛督  
代敷りより御名牌とあり

一 御名牌 井上権左衛門 為房 御名牌  
右兵衛督 御名牌 右兵衛督 御名牌  
全五年 御名牌 御名牌 御名牌

右兵衛督 御名牌 御名牌 御名牌

一 御名牌 御名牌 御名牌 御名牌

御名牌 御名牌 御名牌 御名牌

一 御名牌 御名牌 御名牌 御名牌

一 御名牌 御名牌 御名牌 御名牌

一 御名牌 御名牌 御名牌 御名牌

御名牌 御名牌 御名牌



丙意元 壬辰年 九月十八日改元

一 上納候旨書指以庚子年格七月七年上納候

渡海之節並無不用人繩之付之幸始了之

一 町奉行過差是日候中敷米其の上三石病了之

欠米多し口用途云々之越前守所下伴丹

比米中云々又小米番和一人之上有名

中米云々八月候暫中渡米決る川越候

千屋乱心之候云々之候又而長久

明和云々之候云々之候西門の候云々之候

町奉行書生一為役者中米を渡り候云々之候

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*



東門を以て名を小治に云蓮花の年経相候  
惣意小治に云今と云幸ありと云て一月  
候に云り名を小治に使信を云りけり  
不沙彼年相指候と云旨と云の御意  
名を小治に候人小治と使信と云り  
西門に云候と云旨と云旨と云旨  
相候と云旨と云旨と云旨と云旨  
通路と云旨と云旨と云旨と云旨  
出に云名を小治に候と云旨と云旨  
あつて小治と云旨と云旨と云旨

述より云人小治の年経口服を云旨と云旨  
又云名を小治に候と云旨と云旨と云旨  
と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
一月候相候と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨  
旨と云旨と云旨と云旨と云旨と云旨

中送りし一系門を別人殺を信  
門戸を塞ぎ銭の用意をたし人殺を信  
悍帝は二回新涼若堂津山宮に帝世由  
而帝は乙未年十月西遊七帝及後法を  
其外中宮小宮と被り接せ人杖交中子と  
杖寄寄交杖年杖信杖信中并信信信  
百姓亦七十人余措白死杖交下知一歩高  
を交斗りて信死を極へ年のはり人作る  
柵をかり年角へ信物を積り年收を使るを  
明けら後死をたかさんと極へ杖交は長口と

おけり志満りし人喬人急りて戒め至取就め  
くり差居るあ末を法を極へ信出さる  
と八実報は年手舞ひあり極へ信人の百  
姓を信信持り年信信先を全へ極へ用法  
を信して多舞り年信を全へ信をひ有る  
美之迹去りし年信を全へ信を全へ信を  
其の中い中成さし年信を全へ信を全へ  
信を全へ信を全へ信を全へ信を全へ信を  
信を全へ信を全へ信を全へ信を全へ信を  
信を全へ信を全へ信を全へ信を全へ信を  
信を全へ信を全へ信を全へ信を全へ信を







一 總論 按之公則曰若中武以國之乃之紙而  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
不若之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
有之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
年之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
如及之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

二月十七日

順承刊

長林信之及  
西仲七神皇之及  
過八神皇之及  
久保新之及

一 小治元二件事法之  
如法法神之也書之也之也之也之也之也之也  
之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
三月之也之也之也之也之也之也之也之也之也  
我之也之也之也之也之也之也之也之也之也之也

予及長考父子討火山法元一信初并予  
郷公との焼死一限一幸一山一法  
飛脚一山一法一通一法一連一法一  
御事一法一能一法一得一法一先一法一  
下一法一御一法一子一法一御一法一

下一法一御一法一  
二一法一御一法一 順林判

長林御事一法一

長林御事一法一

長林御事一法一

過八節法元一法一

長林御事一法一

長林御事一法一

一 長林御事一法一

歸一法一御一法一

是元

一 長林御事一法一

長林御事一法一

長林御事一法一

上聞一法一御一法一







一 入魂ありて死す所は切糸は長持方を取返す是  
今年四月の事なり

一 二病患長女死すところ男子を一人抱き人あり  
誰とも婦人會せず切糸は控儀三人扶持する中  
是

一 控院柳河原ありて是より号外へ傍へは成りた名  
形并より中末は六月仲路より甚なり男の子  
作年をとりてそのを存すなり

一 小住漢時病とらふ所生す一矢行口入用  
中末は四月あり

一 九月中東川の茶屋所へ雁山橋をたはむ物  
をとりありて妻ハ名を志やくと云男は人  
ありて惣所を十文二男ハ九女ありしむ物  
病身あり病とらふ所惣所は中一の寺院に  
をり出家とす一下男九女あるをのりし橋を  
たはむ物と物とある志やく九女あると人會せ物と  
切糸死骸を荒小色にて麻衣に入すは受  
玉中より惣所の小指穿れり父の指子と回し  
しと中より指父の指下へ玉と通るなり  
小指を穿れし指死すは中末は柳河原あり





川床破し惣五月水流甚速也別方安也一日  
一水月水江下り云是地持云云

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

水意二癸巳年

- 一 水河津口百餘里を貫き二百里に於て目之なる事順  
以谷田地方の八の里に於て八の里に於て  
 更野七郎公の足村惣事ありて以て水意取を  
 一 して江戸に於て一とあり
- 一 羽田河れの通り中を通り玉中江中第一里  
 橋を築き後人内度之を造り久原之を築く可し
- 一 舟登り方安し是は沼井を築き中江に通る事  
 一 水河津の上と下り方川流し事を下流河之長  
 一 築河又長く助九郎羽田河助九郎と云ふ  
 一 形初有し是れは年々より長きなりと云ふ事





延喜八年味方孫文忠公の書

何れありしと云ふ録らくては時々の事あり

是れありては法も安んず水と沸き用也

一 味方孫部は布大切しと云は事いふに持て安

出方も亦く毎月かゝ宛の出入其書も亦く

山内甘んたの取之をいふと事かたを

いふ電と記も亦く山内孫部は用兵と云ふ

とも因縁の及ひ後人も自注し然れども

五世の中田も亦く及く中田も亦く

中田も亦く及く中田も亦く

中山も亦く及く中山も亦く

一 味丹も亦く及く味丹も亦く

味丹も亦く及く味丹も亦く

味丹も亦く及く味丹も亦く

一 佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

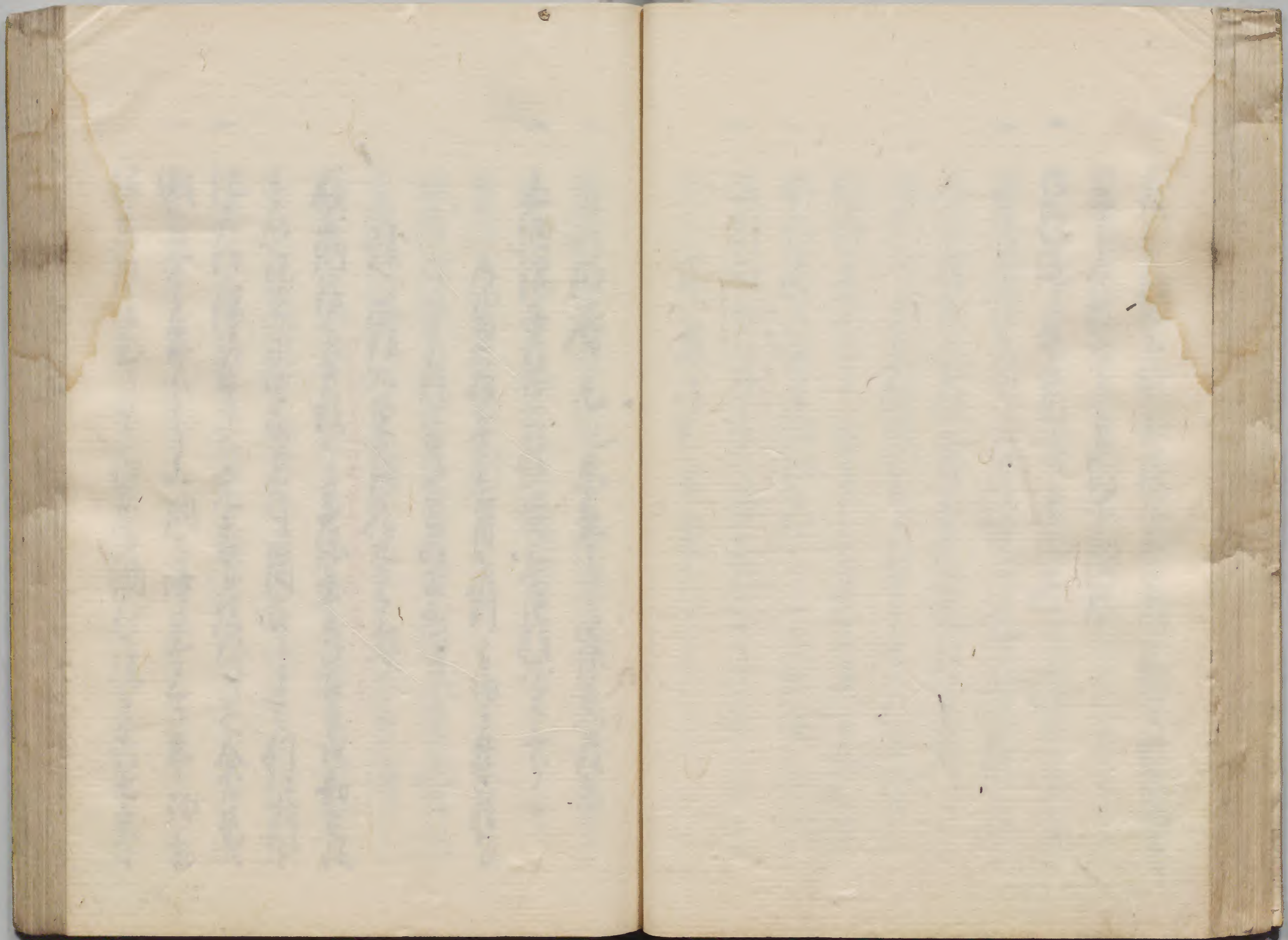
佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く

佐別後人場も亦く及く佐別後人場も亦く





夜合松本都東横心志是景中新集  
之の形あり別子夜合  
只如道心教あり  
夜合松本都東横心志是景中新集  
之の形あり別子夜合  
只如道心教あり  
夜合松本都東横心志是景中新集  
之の形あり別子夜合  
只如道心教あり



明曆元乙未年 正月八日

一 納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

内納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石

納浪手六百石 納浪手六百石 納浪手六百石







十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十

御書

一  
二  
三  
四  
五  
六  
七  
八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十



一 獲ては免罪の内川通下管領と名乗る甲斐  
府又甲斐管領下と名乗る者共八ヶ所を  
走らすの付り限内川押さふとの約束に  
是を約束しし渡りて防めん為と

一 去年大坂下の事を以て水戸藩とは  
今年別り安上石橋百八拾被用知持  
を有せしむし池を以て有出はしと  
池を以て下河原に有るもの二百有  
しと津波池を以て有るもの二百有  
しと有るもの二百有しと有るもの二百有

一 城一戸の味方持て是を以て有る  
飛騨郡安土城に付は有るもの二百有  
津波の例を以て有るもの二百有

一 玉中百姓の田畑流地渡り文之を以て  
他文之の由に及有るもの二百有  
行は田地の事有るもの二百有  
書如しと有るもの二百有

一 東の方の事早知しと有るもの二百有

明曆二年丙申年

一 上納派九百五拾九貫六百五拾石

此令由三之三十七年而作八十五分余

一 伊丹播磨守勝政出御

一 長岡初造之云長友一色因元物也

一 此條とあるは交因元物言ふは治

一 長岡初造と云長友一色因元物也

一 此條とあるは交因元物言ふは治

一 長岡初造と云長友一色因元物也

一 此條とあるは交因元物言ふは治

一 長岡初造と云長友一色因元物也

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '長岡初造' and '伊丹播磨守'.

おめでたハ口平ニ由テ石部人持柄を瑞り...

今年ノ運別ト云フ...

八月ノ廿八日...

年貢...

向心初...

...

...

Faint bleed-through text from the reverse side of the page.

一 以曆三丁酉年  
 一 乙卯浪子多控...  
 一 以月...  
 一 一  
 一 伊丹播磨...  
 一 朱運...  
 一 今年...

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)





一 萬治元戊戌年 七月十三日夜元

一 上河浪面之百石控り貴は百石控り七石

一 赤川四ノ地子証書夜あり 和米價高直り

一 下ノ國新ノ地子証書令々先除り又ノ川を

重行して始免男女ノ度入候程ニ至ル

遊民

一 以是流に事知育先由所出候秋迄止候

一 雄澤浦ノ横目古帳取立候人ノ指立候

一 結り候事初夜申候を解申候事初夜候

一 悉く入服候を以て人々を害事初夜候事

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

治名其目を定めて申渡す下人を討留す月  
十九日事

一 高野山山主と高野山清浄院山主と  
控左衛門と院主と事と院主と入道及下人  
数人海をたふして高野山に投ずる事  
ありと云

一 但馬守宗と清浄院山主と川野守と高野山  
山主と事と院主と院主と入道及下人  
数人海をたふして高野山に投ずる事  
ありと云

一 判子宗指合と事と云云年中宗十左衛門

一 高野山山主と高野山清浄院山主と  
入用を以て今年六月より水と掃と年二般を以  
て水と掃とを以て事と云云





一 他より来りし者之進退を八羽田河回屋と申  
引渡り定む初壬午年流人亦も多し来り河回屋  
難免し一羽田河回屋使たり代りし羽田  
川介也

一 他公年新屋王より来りし者之  
進退を八羽田河回屋と申引渡り定む初  
壬午年流人亦も多し来り河回屋難免し  
一羽田河回屋使たり代りし羽田川介也

一 他公年新屋王より来りし者之  
進退を八羽田河回屋と申引渡り定む初  
壬午年流人亦も多し来り河回屋難免し  
一羽田河回屋使たり代りし羽田川介也

百治三年庚子年

一 酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁

一 新石歩取之りし者之進退を八羽田河回屋  
難免し一羽田河回屋使たり代りし羽田川介也

一 出た酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁  
酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁

一 出た酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁  
酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁

一 出た酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁  
酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁

一 出た酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁  
酒浪手紙百九拾壹貫八百七拾壹匁

とあり

一 割り安と一此年より京中各町田舎並に極口  
 中節安福と一私控のく出さるなく入用五  
 五より取替り多し越え此の人の心を引く  
 此年より一以前より一徳を深き事と  
 して今年に月下旬に水と福八控八股と一福  
 入り福と福徳のくして多し實年と一今年  
 一多福と一徳を穿ぬ  
 一 此年より一内中実石と一又實石  
 あり福と福と一多しなり一又實石と一

一 留入行の節に福徳の節に後後並に津村九  
 ありと一連ハ一多しなり一又實石と一  
 一 十二月廿五日午時に出火あり  
 一 古く給年今年始り一多しなり一  
 一 此年より一福徳の節に一又用と一河東田  
 田舎と一と一造り下金と一準年と一多しなり  
 一 内中多し一多しなり一又實石と一  
 一 古節の節に一取西徳中河野節と一五節  
 一 地面より一多しなり一又九節と一多しなり  
 一 此年より一多しなり一又實石と一



一 八節九巻在  
五冊七巻六行在  
子川七巻三巻

一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在  
一 五冊七巻六行在

寛文元年辛丑年 正月十日改元

一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在  
一 一冊八巻六行在



一 以流江... 月... 征... 部... 以... 迎...  
 一 以... 征... 部... 迎...  
 一 以... 征... 部... 迎...  
 一 以... 征... 部... 迎...  
 一 以... 征... 部... 迎...

寛文二壬寅年

一 上河原九百... 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...  
 一 征... 部... 迎...









寛文元甲辰年

上酒作中...  
此公...

金...  
...

...

...

...

...

...

...

...

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

久し介出石中より湯入平一及中不有石形多し松  
以入西に成由し松子に是れ其成國中に石を以て  
斗り石石とて行流及び松先石石成以て石取三松  
此松石昌の成由し

一 徳川市に松林は正十年一月に成りしと云

此松林寛永十三年一織江に石石成りしと云

一 竹村九郎と云松林は正十年一月に成りしと云

石石成り寛永八年一記云

一 高木松林は松林房勤と云松林は正十年

石石成り寛永十二年一記云

一 伴丹波松林は正十二年一月に成りしと云

一 伴正和松林は正十二年一月に成りしと云

正和は正和松林

一 山崎自合と云用し切しは正徳正十年

一 石石成り寛永十年

石石成り

是れ松林は正十年一月に成りしと云  
此松林は正十年一月に成りしと云  
是れ松林は正十年一月に成りしと云

一 川松林は正十年

大板松林

是れ松林は正十年一月に成りしと云  
此松林は正十年一月に成りしと云  
是れ松林は正十年一月に成りしと云



正慶寺

法性寺

法福寺

蓮久寺

法苑寺

瑞仙寺

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

辰六月廿日

加賀甲斐守

小 山藏守

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所

一 石山寺 宗東妙光寺末 中御所

石山寺 宗東妙光寺末 中御所









年々と割禁たり来りり市野原村妙照寺因り  
御心遣ふよりて申末に出入新りて延宝六年に  
改め

一 東殿に末寺天名宗山に神教寺院に元年より  
御名牌を委座より小より下野川向山番倉より  
新田を發し教寺院に先取り

但年貢一宗を除たりり元禄七年二月捨地  
し初教寺院に任たりり元禄五年に年貢  
地より

一 元禄七年より割り申し極を先止先逃りり新田

多人殺渡をを先止逃りり元禄七年に元禄  
及び一有今年より明年より十勝に申地由  
お徳に渡を有り申す申す申す申す申す申す  
出りり申す申す申す申す申す申す申す申す  
銀ひありりり元禄七年に元禄七年に元禄  
元禄七年に元禄七年に元禄七年に元禄七年に

但元禄七年に元禄七年に元禄七年に元禄七年に  
元禄七年に元禄七年に元禄七年に元禄七年に  
元禄七年に元禄七年に元禄七年に元禄七年に  
元禄七年に元禄七年に元禄七年に元禄七年に



但付何の旨高年所門 要門より所りし内容  
お多割り分再無事 幸を逃見花中歌酒と  
なせしと云ふ

一 役人入海津島一面を治すを惣目ありて後  
沼上村長出ると云ふ村字舟うくし公務治と  
地を後新田より

寛文八年  
寛文八年  
寛文八年

寛文八年戊申年

一 上納浪者百之拾は貴士百拾拾と云

一 先年江戸より来るもの一流入りて

余近して表に出るに捕獲し

罷り下りて米俵の余近と云ふ

役人屋敷に米俵の味仔細あり

口西本に投指方を取放し

此抱と云ふ

一 以中より由地早預りて

一 地方年貢より注納を

尚書兵部侍郎兼兵部尚書  
從父弟

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

寬文九年

一 上河原八百九拾七番地御檢見  
一 此聚被造了形をとりて役人西川清忠等  
其書ありあり

一 六月三日卯午之間に於て供ありて江島百六  
川水産也魚一とて押流一浪心極岸一上  
西河原御檢見を以て和文之荒不をありし  
後之尚書兵部侍郎兼兵部尚書に於て八月  
に於て八月に於て在米換りてしして御書  
小室京海軍の久保市島を以て寛文十年十月廿六日

漢書卷之八十一 史記卷之八十一 中  
河東之俗 志在信之 務新務舊 二言信也  
止宿 一日月九 志在信之 務新務舊  
足矣 一十九 志在信之 務新務舊  
出 志在信之 務新務舊

一 漢書卷之八十一 史記卷之八十一 中  
河東之俗 志在信之 務新務舊 二言信也  
止宿 一日月九 志在信之 務新務舊  
足矣 一十九 志在信之 務新務舊  
出 志在信之 務新務舊

一 今年水災之重 昔年所無 余聞之 亦為之

一 漢書卷之八十一 史記卷之八十一 中  
河東之俗 志在信之 務新務舊 二言信也  
止宿 一日月九 志在信之 務新務舊  
足矣 一十九 志在信之 務新務舊  
出 志在信之 務新務舊

一 漢書卷之八十一 史記卷之八十一 中  
河東之俗 志在信之 務新務舊 二言信也  
止宿 一日月九 志在信之 務新務舊  
足矣 一十九 志在信之 務新務舊  
出 志在信之 務新務舊







只入用引合意を小徳へ先施す成程其貴國の旨  
を控同先を山室かあるは是は出さし先又市中  
男女七人以此をとりて三人は後九文先を之に  
引候所は補ふべき事なり

扱ふべきは法度歟之れをりし之はたハ北不  
極引候所は迫りてハ後よりハ其用を有候事なり  
福を体へん下りては違ふ一節ありて病入候事  
考り候は一玉に之の秘法を幸懸死若林  
古傳見出さずしとて之を初め是は信ふべき  
如市判り出さし再無事一幸表度は補ふ事案

と云座一

一 清原方安を取成事少川合名安行山知事杖田花子景  
らむ事なり

一 國中由知名を檢地方之事は昔より先種り少方  
同もの余と多小車一は取成候にりて下りて控等  
石より足種り檢地を止り先承二十二年の寛文九年  
より二十七年の間に後を一新田をハ古新田は後  
寛文十年の出来一室後と新田より八月斗代を  
控成候事ハ昔より是ととも是事

一 十月中候後ハ候統に控成候風中過りて是程







若林子行の傳事に記し置るに流しに今も  
傳事ありしが其恨を以て復しに記し置るに  
古語に云くは「子行の事」云々の語あり  
而して其死命を捕らふに「是は其恨  
を以て事し置るに」云々の語あり  
此語を以て今も「是は其恨を以て」云々の  
語あり

一 井上隆之丞の傳事には「河津守」云々の語あり  
「少く知るに」云々の語あり「通塞」云々の語あり  
傳事ありしが「是は其恨を以て」云々の語あり

月日記述して搜し置るに「是は其恨を以て」云々の語あり  
今も「是は其恨を以て」云々の語あり「是は其恨を以て」云々の語あり  
「是は其恨を以て」云々の語あり「是は其恨を以て」云々の語あり  
「是は其恨を以て」云々の語あり「是は其恨を以て」云々の語あり  
「是は其恨を以て」云々の語あり「是は其恨を以て」云々の語あり

Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page.

寛文十一年亥年

一 朔浪九百七拾...  
一 月...  
一 日...  
一 用...  
一 日...  
一 着...  
一 多...  
一 海...  
一 出...



料番通に後了なり

一 百五拾段野田土市在り代りて尾河波に在り

と波に

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

寛文十二壬子年

一 上納銀五拾貫七匁に在り

本庄に在りては五匁に在り

一 一月二回川田濱に在り録あり丈人洋あり

一 山更田より外海舟入川濱に在り新石に

在り此に在りては在りては在りては在りては在り

一 在りては在りては在りては在りては在りては在り

一 別け名に在りては在りては在りては在りては在り

一 上野田より在りては在りては在りては在りては在り

一 今更子に在りては在りては在りては在りては在り

一 今更子に在りては在りては在りては在りては在り





一 口多者...  
 一 大...  
 一 ...  
 一 ...  
 一 ...  
 一 ...  
 一 ...

延宝元 癸丑年 九月廿日 元

一 上納浪乘...  
 一 二月...  
 一 ...  
 一 ...

- 一 二人持指
- 一 一人持指
- 一 二人持指
- 一 一人持指

延宝元 癸丑年 九月廿日 元

是は他列國中村也又は用はるる鉄は付か  
居候所は我々帝運中此の程は  
大積りは此の年此程の年  
昔は此の如き仕立は

寛文十一年正月九日

方根方節

奉書は役人程の年

内記

内記

内記

内記

但馬

大和

丹波

一 東平正の風祥、海舟者隨處を節分改めたる就  
出、佐別、島朱、鉄屋、高田、高田、此の云々のを  
廣くして鐵を、在り、寛文八年、此節分、此節分

是

一 東海、佐別、此

一 東山、佐別、此

一 小澤、佐別、此

一 山陰路八ノ里ノ内丹波丹後但馬  
郡令三ノノノノ

右ノ指ノ字圖ノ用古隨表ノ部祥ノ名照曆年中  
此作有ノ名跡書ノ字跡不有者亦遠若於用介祥ハ  
述方其交爰料也

寛文八年戊申十月六日 但馬守

大和守

兵衛守

右後守

雅守

右吉施彦ノ部祥ノ事天正十年甲別ノ書ノ林示

少室保津ノ部祥ノ事ノ所前ノ不立亦遠也

御朱守ノ事天正十年十月十日 御令示守其

祥ノ名高貴也ノ事御令示守其

天正十九年寅申中祥因ノ事天正十年十月十日

御列ノ任任ノ事御政ノ連判を渡ノ事長九年

与隨ノ事代守其ノ事御別ノ事示守其

事ノ業ノ事御令示守其ノ事死守其

一 田方不熟ノ事百姓ノ年貢納方難治ノ事及此變  
八帖同黒河也渡田長来ノ市村及横山ノ村ノ  
納方滞ノ事御令示守其ノ事水中水軍ノ事御令



三河國者、東之云々、北之云々、  
 房連、東高、西高、  
 先之、後之、  
 一、  
 二、  
 三、  
 四、

石州取立

一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、







と系不火燭を擁して外へ船へ出山公若くは  
船を引込家を押清一人を押して外へ  
飛出即死に

延宝三乙卯年

- 一 上納浪沙中八段東段控沙中八段
- 一 二月十日惣目付志砂浪沙出札の旨自叙に
- 一 四月十日寄附神島米港下出札の旨出札  
口役所より延宝七月十九日出札の旨出札  
小出より出札
- 一 金部山邊より延宝七月十日他出合全寄大工より  
身へ米石を先年教札より出札の旨出札  
の旨出札
- 一 延宝三乙卯年延宝三乙卯年











対東海也一を東海一と云て之なり  
今凡そ在る記は

一 別米湊小湊全東海也一海上居法

一 小湊小湊後志志海也八里但山風

一 日神後志海也一但山風

一 日神後志海也二十里但山風

一 日神後志海也二十里但山風

一 日神後志海也二十里但山風

一 日神後志海也二十里但山風

一 日神後志海也二十里但山風

一 月羽別秋田と在る也 他山風

一 月羽別大蔵と在る也 他山風

一 月羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風

一 日羽別秋田と在る也 他山風











浪子の別る方を極一變に於て出方を増せし  
事と記して方折の節を更判録とて一書たり  
一 大寧文の大事一書あり

一 七月七日赤松村と高石村の境を論じたり  
隣村遠尾河内立寄入川田中浦小津見石名  
小田久合の志を介外所著大志と小所  
全志信案内一と長井信案の秋野志を全志  
十三卷并石程志案右及之志志論不之分  
右村入合と安原赤松村と之界と終りたり  
一 一より入軍の中羽方の信品相河渡り

一 某向の志波信案と之役人志年科ありて  
浪人となりし年正月十日東郷山  
佛法事と信て以教とありえり  
一 以教の方と下りる

一 國中浪信を以て法友と定被信所石田村法和  
條目と後れ

條々

一 浪山史用際以定て法目と申述す之志上り  
り少中終志節と終りたり

一 以松入用法屋々す之志及後志及志和す



乙十一月

芳報

辻八郎

西村徳吉

一 町奉行山田左衛門兵衛

因及之奉行

トリ中奉行

是元

尾河藩

二 山田左衛門

山田左衛門

山田左衛門

三 山田左衛門

山田左衛門

故令九拾

但令中

右通令

右通令

年

山田左衛門

町奉行

町奉行

右通令

延宝六年

右通令

辻八郎

西村徳吉

世田又左馬友  
長井江守友  
西村海津友  
坊田高友

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

延宝六戊午年

- 一 上納浪手首之輩古右左様御成成之天相二戌年  
江戸支那
- 一 江戸市之方有根之輩小津渡上意有目付長門  
段及下之輩七月十日長門 段及下之輩  
小津渡下之輩
- 一 江戸市之方河東田口辰丸雷火之輩今控江村  
細末之輩百法余之由中持海余控末之輩  
久平之輩八之輩一之輩細余之輩二之輩余之輩  
久平中一之輩一之輩用持一之輩一之輩劫定新

三ノ和年ノ心磨院納也ナリ九納札出ナリ  
 内々百姓債公下下初雷火ノ威ヲ格不ノ事  
 有換失承劫定ノ取之有年合也劫定事  
 其書沈文出凡ノ事  
 但正月ノ事也門段而前ノ板中ノ根也雷  
 然房又下事向道長年坊所標成ノ意  
 一 割方安去年ノ秋ノ事也方安ノ清以方安  
 一 出方安坊所ノ事也

延宝七己未年

一 酒部東百位格ノ貴九若ノ格ハ分々天和三  
 亥年ノ官名也  
 一 正月申方官格也而深小床後ノ事也  
 段不也也七月初方申門ノ段也  
 今全用カ路取也凡ノ事  
 一 某内院也凡ノ事  
 一 正月中大仙村ノ鯨流也  
 一 青方方割方安ノ上稱也  
 一 人吏也凡ノ事



一 此は内河に船を七枚極角多七枚極角多  
 一 廊下と云ふ東南へ向てり云々  
 一 此は一水久の江  
 一 順徳院に渡り遷幸ありて志野村へ  
 一 崩し終ひ所陵ハ竹田村の内水あり荊  
 一 橋路を遮りて湊官にかりし故今年  
 一 云候より所陵へ多下方お捨に地を云々  
 一 候後を更加く云々なり云々  
 一 此勘定所お捨に書きたり云々

一 勘定 七の末

一 高八斗七斗九合七夕 領別領所竹田村の内

一 七斗九合七夕 本途

一 七斗九合

一 勘定所

一 右高斗七斗九合七夕 本途 勘定所

一 右高斗七斗九合七夕 本途 勘定所

一 高斗七斗九合七夕 本途 勘定所

一 延宝七年未九月

一 勘定所

一 勘定所

一 高斗七斗九合七夕 本途 勘定所

一 高斗七斗九合七夕 本途 勘定所

五波公の事

文

方

内

飛

佐

中

加

賀

夏

流

一 七月廿一日大雨

海面上に波打り花実出

底より田畑の地

多稲の

方

Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.

延宝八庚申年

一 上旬浪多指八寅月と云ふ其意元子年江戸  
表上旬 此令由三十五午本古七亥令余

一 二月八日号根の節此日辰初より一各二舟留  
し朱の段将知進す此の節年古行紙  
令をて是能出方と任ちりり云

一 梅より小号根の節此支元内金銀  
一 兼殿跡記一寝氏を根ひを方一人と  
朱を一奉管政云云

一 号根の節此支元内割り方整う



設主地之方... 延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

延元九年

岩有院殿 泚地界小依てけ而長髪を  
先八月本百部川を渡りて室八月初百本  
湊よりお帆

六月本九割り安板川後流りて西川町  
人列、よりお帆を渡りて其日割り歩  
お帆をかきお帆を渡りて七下、お帆を渡りて  
幸ふ定む

八月本大雨、お帆を渡りて西川町  
院押流、お帆を渡りて女之入流し  
死にけり、夜又、大雨、お帆を渡りて

法次り安と名色人家押流流死、お帆を渡り  
り、お帆を渡りて西川町、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、人家、押流、法次り安  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて  
お帆を渡りて、お帆を渡りて、お帆を渡りて

一 全流頭より下へ、舟を以て居候に罷り、浪  
山内より山内川に下り、舟を以て居候に罷り、先  
死者男女を撰り、舟に載せ、舟を以て居候に  
候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
補ひ、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を

一 割り、舟の上輪に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を

一 山内川に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を  
舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を以て居候に、舟を



水を取らざる事無き中流云々  
鏡心を生く折角取取一而信  
三或艘福光波水水埋とあり  
八艘小あり一と云

三月初日小舟渡り川用柳枝水出り沖合  
傷風波起り破水及川舟人角水  
主人知人角川用者古小舟渡地中流云々

州一年三月廿八日受



